議案第47号

北上市学童保育所条例の一部を改正する条例

北上市学童保育所条例(平成29年北上市条例第7号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | | |
|-----------------------------|-----|-----------------------------|--------|-------------------|
| (名称及び位置) | | (名称及び位置) | | |
| 第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | 第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | | 名称 | 位置 |
| [略] | | [略] | | |
| 飯豊学童保育所 | [略] | 飯豊学 | 童保育所 | [略] |
| | | 二子学 | 童保育所 | 北上市二子町鳥喰22番地18 |
| 江釣子学童保育所 | [略] | 江釣子学童保育所 | | [略] |
| | | いわさ | き学童保育所 | 北上市和賀町岩崎18地割53番地8 |
| | | 和賀東 | 学童保育所 | 北上市和賀町長沼6地割4番地2 |
| | | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | |

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の北上市学童保育所条例の実施のため必要となる指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、この条例の施行の目前においても行うことができる。

北上市長 髙 橋 敏 彦

提案理由

児童の健全な育成を図るため、市の学童保育所を新たに加えようとするものである。